

現行計画の理念

社会的養護が必要な子供たちに加え、養子縁組成立や家庭復帰後を含めた家庭で生活する子供たちが、生まれ育った環境によらず、家庭や家庭と同様の養育環境において、健やかに育ち、自立できるよう、状況や課題に応じた養育・ケアを行う

(新たな計画策定要領を踏まえたポイント)

- ・ 計画における**家庭養育優先原則**と**パーマネンシー保障**の理念の具体化
- ・ **妊産婦への支援**から、家庭支援事業等を活用した**子供と家庭に対する予防的支援**、**社会的養護が必要な子供たちへの支援**、**自立**、**虐待対策**までを包含することが必要

新計画の3つの理念（案）

○ 妊娠期から一貫して、子供と家庭を社会全体で切れ目なく支援するとともに、代替養育が必要となった場合も家庭復帰を目指す

○ 社会的養護が必要な子供たちが、家庭と同様の養育環境において、健やかに育ち、自立できることを目指す

○ 心理的・治療的ケアが必要な子供への専門的な支援により、全ての子供たちの安全・安心の確保を目指す

計画全体を貫く
共通の考え方

パーマネンシー保障
家庭養育優先原則

新たな社会的養育推進計画の目標・視点（案）について

9つの目標（基本理念の実現に向け取り組む方向性を明らかにする目標）

①	当事者である子供の権利擁護の取組の充実
②	困難を抱える妊婦や支援が必要な家庭を支える取組の充実
③	家庭と同様の環境における養育の推進
④	施設におけるできる限り良好な家庭的環境の整備
⑤	心理的・治療的ケアが必要な子供への専門的な支援の充実
⑥	社会的養護のもとで育つ子供たちの自立支援
⑦	児童相談所の体制強化
⑧	一時保護児童への支援体制の強化
⑨	子供と子育て家庭を支える専門人材の確保・育成

5つの視点 （計画の推進に当たって留意すべき視点）

- ① 地域における切れ目ない支援の視点
- ② 子供にとっての最善の利益確保の視点
- ③ 心理的・治療的ケアが必要な子供への専門的支援の視点
- ④ 大都市東京のニーズと特性を踏まえた視点
- ⑤ 広域的な自治体の役割からの視点